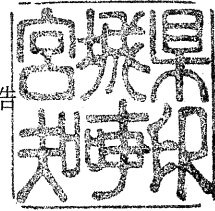


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

平成29年10月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社イーストコア
  - (2) 住所 宮城県塩竈市貞山通一丁目2番6号
  - (3) 代表者の氏名 田中 信行
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県岩沼市空港南五丁目1番2
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
  - (1) 廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号）
  - (2) がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8の2号）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

廃プラスチック類	70.08トン/日	(2.92トン/時間	24時間稼働)
紙くず	58.32トン/日	(2.43トン/時間	24時間稼働)
木くず	143.28トン/日	(5.97トン/時間	24時間稼働)
繊維くず	58.32トン/日	(2.43トン/時間	24時間稼働)
金属くず	585.12トン/日	(24.38トン/時間	24時間稼働)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	351.12トン/日	(14.63トン/時間	24時間稼働)
がれき類	643.68トン/日	(26.82トン/時間	24時間稼働)
- 6 許可年月日  
平成29年10月6日

7 許可番号

02-49-0

8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間

要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。

9 担当課

宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）